

政策資料

No.229

《復刊124号》
1985年10月1日

卷頭言 嶋崎 謙 1

特 集

1986年度(昭和61年度)予算闘争

の今後の進め方 2

〈付帯方針〉「予算闘争の進め方」に基づ

く地域活動の行動モデルについて 4

1986年度(昭和61年度)予算各省庁

要求 6

●環境庁 6

●国土庁 7

●法務省 8

●外務省 9

●大蔵省 11

●文部省 12

●厚生省 13

●農林水産省 14

●通商産業省 16

●科学技術庁 17

●運輸省 18

●郵政省 19

●労働省 20

●建設省 22

●自治省 23

●労働省(社労部会) 26

資 料

●靖国神社問題に対する書記長談話 30

●中曾根首相の靖国神社公式参拝の中止

を求める申し入れ 30

●日本航空機事故に関する申し入れ 31

●森林(みどり)に親しみ、森林を知る

国民運動を推進全国14ヵ所で「森林

(みどり)を守り育てる国民連絡会議」 32

●「森林(みどり)を守り育てる国民連

絡会議」の発足とその活動について 33

日本社会党政策審議会



一九八六年（昭和六一年）度

予算闘争を強めよう

嶋崎讓

政策審議会会長

いま、わが国が解決しなければならない政策課題は三つある。(1) 日米貿易摩擦の解消、(2)二一世紀への成熟化社会にそなえ、その社会的、経済的基盤を整備すること、(3)中・長期に経済成長を持続すること、などである。しかも、それらの同時解決にむけて総合的な手をうつことである。

この同時解決のために、党は、二一世紀への過渡期としてこれららの十年間の展望をもつことが必要であると考え、「中期社会経済政策—完全就業と人権・福祉の二一世紀をめざして」を次回党大会で決定しようとしている。

中曾根内閣は当面する政策課題に答えようとしないだけでなく、

要求の問題点とわたくしたちの暮らしへの影響を作成し、各県段階における予算要求のための指針を示す。これを素材として、中央、

県、市町村レベルで、十月、十一月、各職能団体および社会階層との対話をそしてそれらの要求を集約し、十二月の大蔵原案、政府原案作成の時期に合わせ、全国的な統一行動を組織することを九月十一日

の党中央委員会で確認した。

議会制民主主義のもとでは、予算要求闘争の組織化は、多数派形成のための党の日常闘争にとって基本にすえられねばならない。

國・地方議員団はその中心的役割を果す必要がある。

一九八六年度予算闘争はまた、G.N.P. 1% 枠問題、靖国公式参拝、いわゆる「ヘパイ防止法」の三位一体の闘いと結合させ、また、臨教審答申、国鉄の分割・民営化反対の闘いとも連動させねばならぬ。

その経済、財政運営は、課題についてマイナスの対応でしかない。来年度予算編成の過程がそのことにもとづく概算要求は、出来もしない一九九〇年度の赤字国債発行からの脱却という財政再建を目指に、依然としてマイナス・シーリング枠が堅持されている。一般会計のうち、国債費二六・九%と増え、国債費と地方交付税を除いた政策費、一般歳出では、防衛費が六年連続突出の7%増となり、他方国鉄運賃、消費者米価、国立大の授業料の値上げ、さらには、七十歳以上の老人医療費のさらなる負担増がもくろまれ、公共事業費は前年度並みに抑制されよう

を強めようというわれわれの課題設定の意義もここにある。

政策審議会は、九月中に『概算

(しまさきゆづる・衆議院議員)

特集

一九八六年度(昭和六一年度)予算闘争の今後の進め方

日本社会党予算要求行動推進本部

一、情勢と経過

(1)

「戦後政治の総決算」を掲げた中曾根内閣は経済財政運営にあたっては、がまんの哲学のもと福祉・教育など国民生活関連分野にその負担を集中する一方、防衛関係費の五年連続の特別優先扱いを認めるなど、四〇年間にわたって培われてきた民主主義国家の歩みを後退させ、靖国神社参拝問題に象徴されるように「軍事的管理体制」への転換を図ろうとしている。

(2) 政治の実態を数字であらわす予算、財政政策においては、財界主導の行財政改革路線に沿つて、財政赤字脱却を歳出削減に偏重した方策を選択し、予算編成においては前年度比を下回る予算規模（とくに一般歳出の抑制）を続けてきている。その結果、国民生活への圧迫は強まり、財政赤字克服の目標も再改定され、しかも内需主導の経済成長は実現できず、輸出主導の成長過

程を辿つており、対外経済摩擦は激化している。

(3)

わが党は、経済・財政政策の基調を内需主導型へと抜本的に転換する必要性を強調し、来年度予算に関して、七月四日に「内需拡大のための『概算要求基準』」の設定を求める——来年度予算編成に対するわが党の態度——を明らかにし、七月二四日には、内閣に「当面の経済政策及び八六年度（昭和六一年度）予算編成制度改革に関する要求書」を提出し、七月三〇日から八月八日には、各省庁に対し、「各省庁の概算要求に関する申し入れ」を行つてきた。

二、来年度の予算編成の問題点と予算要求闘争の重点課題

(1)

政府は、来年度予算の編成について、わが党の主張をとりいれることなく、従来どおりの緊縮予算編成を行うべく、一般歳出の抑制すなわち経常部門マイナス一〇%、

投資部門マイナス五%の「概算要求基準」を決定した。しかも「基準」の決定、歳出削減には聖域を設けないという方針をかかげながら、防衛関係費を最優先で増額を認め、いまや政府自ら設定した防衛関係費の対GNP比一%以下という「歯止め」すら突破しようとしている。このような政府の予算編成方針では、今後のわが国の経済、社会の変化に対応できず、その要請に応えられず、国民生活の先行き不安を高めるのは必至であるといわざるをえない。

(2)

わが党は来年度予算の編成にあたつては、対外経済摩擦問題、財政赤字克服への展望、二一世紀を展望した基盤整備、世界の軍縮への積極的貢献等の諸課題に取り組む内容とすべきであると考える。したがつて、そのためには、以下のようない点課題を設定し予算要求闘争を推進する。

① GNP比一%枠の厳守を前提として防衛関係費を凍結、削減する。

(2) 内需主導の5%成長経済を達成する
“内需拡大予算”とする。

(3) 所得税の大幅減税による個人可処分所得の増大と政策減税の実施による生活向上と投資誘導を図かる。同時に不公平税制のは正など国民のための税財政改革を進める。

(4) 福祉後退の不安を解消するための福祉ミニマムの提示と予算の優先配分を行う。

(5) 高齢化社会、情報化社会、都市化社会等々に適応した生活基盤整備のための社会資本投資を行う。

(6) 中央統制から地方分権への行財政改革を進めるとともに国民の共有財産の維持・活用をはかる。

(7) 国鉄再建にあたっては国民を犠牲にするローカル線の切り捨てをやめ、全国ネットワークを維持した一元的運営によって公共交通の柱を守る。

三、中央・地方の具体的な取り組み

(1) 第二次予算要求行動として、九月中旬までに各省概算要求の点検を行なう。

(1) 第一次予算要求行動（七月二十四～八月八日）での要求内容が、各省概算要求にどの程度反映されているかを、各部会ヒアリング等を通じて点検する。

四、地方における闘争体制について

(2) 一月中旬～下旬に、全国動員の第三次予算要求行動を行なう。（ただし、臨時国会の日程等により若干の変更あり）

(1) 各省交渉内容は、前述の予算闘争重点課題にしばつたものとする。

(2) そのため、第二次予算要求行動で各省概算要求内容の問題点を整理したうえで、重点課題の国民生活への影響を具体的に明らかにした「八六年度予算の重点課題と国民生活への影響」（仮称）を九月末までに作成し、各省本部へ送付する。

(3) 各県本部は、その課題の県内における実態、問題点等の調査を行ない、対政府交渉の資料とする。

(4) 第三次予算要求行動へは、この資料をもつて上京し、対政府交渉に当る。

(5) なお第二次予算要求行動へ向けた時期に、国鉄の「分割・民営」に対する闘い、人勧の完全実施などの諸行動が反覆して展開される予定なので、これらの諸行動と有機的な結合をはかり、課題ごとの集中的な取り組みを行なうようとする。

(3) 一二月段階に第四次予算要求行動を行なう。

(1) 中央レベルで最重点課題を定め第四次の予算要求行動を行なう。

(1) 地方における闘いについては県評と協議し、可能な限り広範な組織を巻き込み、地域における予算闘争を国政選挙闘争と結合させ積極的に展開する。

(2) 「予算闘争連絡会議」を設置する。
闘いの強化のため社会党県本部・県評で、選挙区単位に展開することも検討する（そのための地域行動モデルは別紙）。

五、予算国会について

(1) 重点課題については、予算委員会、関係委員会を通じて、次期予算国会に反映する。

(2) 国会での質問と答弁は、速報によつて各県へ周知をはかる。

(3) 各県本部は選挙闘争と結合をはかるために、国会報告会、街頭宣伝等にこの速報を積極的に活用する。

付 帯 方 針

「予算闘争の進め方」に基く地域活動の行動モデルについて

党中央執行委員会は八月二二日、別紙のとおり「一九八六年度予算闘争の今後の進め方」を決めました。これは総評とも協議し、大筋合意に基づいたものです。

党中央は、この「進め方」に沿って今後の国会闘争、対政府交渉、中央統一行動を組織しますので、各都道府県本部の積極的な参加を要請します。

同時に、当面の政治情勢のもとで、参議院選挙、総選挙に備える態勢づくりが急がれており、各地方・地域における予算要求運動への取り組みに当たっては、この情勢と課題を強く念頭におく必要があります。その点から、予算要求運動の推進とともになう党各級組織の課題として左記のことと提起しますので、積極的な取り組みを併せて要請いたします。

記
が先頭に立つて運動にあたり、地域・地方

の要求を国会や中央に反映させるなど、要求達成をめざして積極的な役割を担う必要があります。

三、選挙情勢の切迫と予算要求通年化の主旨からみて、県下の予算要求運動は、実情が許すなら、衆院選挙区単位ですすめ、そこから全県→中央へと積みあげる形が望ましいといえます。また、この場合は、各総支部（支部）をつうじて、日常的に地域要求を吸いあげる態勢づくりが基礎となります。すでに先進的な地域の党はそのような経験をもっていますが、それに基いてつぎのような行動モデルを提示しますので、できるかぎりこれを拡げるよう努めてください。

① 党組織は、期間を決めて地域内の広範な住民団体等を歴訪、それぞれの団体、地域の予算要求について協議すること（党と諸団体のつきあいを拡げる）。

② 「予算要求をきく週間」などに合わせて集中宣伝を行ない、同時に、返信料つき葉書による「アンケート用紙」をもつて全戸配布、または戸別訪問などの活動に取り組むこと。

③ それに関連して、現に各地で取り組んで、さまざまな経過と実態があります。党はその実情を尊重しながら、いずれの場合も、党の国会議員（または立候補予定者）が先頭に立つて運動にあたり、地域・地方する予算要求・意見などを引きだし、集

約すること。

(4) 可能なかぎり多く、予算要求をめぐる地域集会を組織すること（そこでは、党の重点課題と県下の実態調査結果を柱とし、さらに地域要求とのかかわりを明確にすることが必要）

(5) 予算要求を提出した人びとや団体に対しては、党の対応の経過と結果をかならず報告できる態勢をとること。

四、以上の行動で吸いあげた要求は、できるかぎり衆院選挙区単位でまとめ、対市町村、

対県、対政府要求等に整理して県本部に提出、県本部は、県段階の「連絡会議」と協議し、国会議員、県市会議員等を先頭にして、それぞれ対応する議会、行政機関で取りくむよう努めてください。

また、政府に対する要求については、中央の重点要求課題を補強する要求として、前述の県内「実態調査」とあわせ、統一行動の機会に提出してください（中央での要求事項に加えるよう真剣に努力します）。しかし、本年度要求には組みこめない場合でも、中央では通年化要求の大切な素材として扱い、継続的な取りくみに努めます）。

五、国鉄問題の「五千万人署名」など、時期を同じくして進められる運動との関連は、地域の実情を踏まえて効率的な展開・結合の方法をくふうしてください。

以上の行動モデルは、わが党内の幾つかの先進的経験を整理したものですが、それぞれの県段階、地域段階の実情を踏まえ、創造的に展開してください。この運動は、党のすそ野をひろげ、当面する選挙情勢のもとで積極的な態勢づくりの意義をもつと同時に、予算要求運動通年化の展望を本格化するためのものです。積極的な検討と取りくみを重ねて要請します。

以上

一九八五・八・八

一九八六年度(昭和六一年度)予算各省庁要求

日本社会党予算要求行動推進本部
日本労働組合総評議会予算要求闘争推進本部

一九八五・八・八

一九八六年度(昭和六一年度) 環境庁関係予算編成に対する申 し入れ

八六年度環境庁予算は、現在策定作業が本格化している「環境保全長期構想」に現実的根拠を与えるうえで、極めて重要なものとなつてゐる。環境庁はこの「構想」を先取りする意味で近年、予算編成に当つてはその施策全体の基本目標を集約して、「環境保全型社会の実現」を標榜してきた。環境庁によれば、「環境保全型社会」とは、O E C D が主張する「あらゆる社会・経済プロセスへの環境配慮の統合」という考え方や、西独、仏などの「エコロジー」と同趣旨だとされている。

(1) 環境アセスメント制度の法制化を断念することなく、次期通常国会に法案提出を実現させること。

(2) 原生的な自然環境が各地で破壊されいる現状の回復と維持をはかるための施策と、措置を講ずること。特に、自然公園内の開発や破壊を厳しく規制する立場から、

しかし、このような環境保護の主体的、実践的意義づけをもつ環境政策上の基本方向が明示されているにも関わらず、近年の環境庁予算は臨調行革下の環境行政の縮小と後退を証明し、国民の期待と信頼を大きく裏切るものでしかなかつた。来年度予算の編成に際して、このような後退姿勢を改め、次のような対策と措置をとることを要求する。

(3) 公害健康被害補償制度の充実、強化を図ること、そのため、補償給付の改善を図ることともに、転地療養事業等の公害保健福祉事業を充実させ、又都市型複合汚染に対処するため、例えば窒素酸化物等による健康被害も対象とすることや、本制度の対象となつていらない騒音、振動等による健康被害、財産被害についても被害者の補償措置を講ずるよう、制度の改善をはかること。

(4) 水俣病患者の認定業務の遅れを早急に解消する体制を整備すること。

(5) バイオテクノロジーなど科学技術の新展開が、従来の汚染とは異なる影響を環境に

記

与える危険性があるので、新しい科学技術

体系の採用によるわが国産業構造の変化に

対応した充分なテクノロジー・アセスメント、リスク・アセスメントの事前、事後

実施体制を整備すること。そして、従来の

汚染物に加え、新たな有害化学物質につい

ての監視、評価の体制を整備すること。

(6) 産業廃棄物の排出源における処理責任を

従来にも増して厳格化し、適正処理状況の

監視体制を充実させ、環境庁直属の取締り

権限をもつ廃棄物Gメンの新設を検討する

こと。

(7) 他省庁と協力して、産業廃棄物のクローリ

ドシステム化・リサイクル・適正処理技術開発の研究体制を向上させること。

(8) 民活ブームにのった大型プロジェクトの

実施に関しては、その検討段階で環境保全

の立場から関与できる措置を講ずること。

右、申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺 誠

真柄 栄吉

環境庁長官 石本茂殿

一九八五・八・八

一九八六年度（昭和六一年度） 国土庁予算の概算要求について 申し入れ

一九八六年（昭和六一年度）国土庁予算の概要にあたって、左記の各項について実現をはかるよう、強く要求します。

記

1 予算編成の基本方針について

1 「第四次」全国総合開発計画の策定にあたっては、地方公共団体の意見を積み上げ、地域の要求を尊重するとともに、国土審議会等で十分に議論すること。

2 「土地利用基本計画」の改定にあたっては、地方審議会の意見を十分に聴くとともに、森林、農地等の保全、的確な都市施設

整備による計画的なまちづくりを考慮し、市町村計画策定の推進をはかること。

3 「長期水需給計画」の改定にあたっては、産業構造の転換に伴う工業用水の余剰を的確に把握するとともに、水質保全、循環利用、都市用水の節水等の政策努力を考慮した計画を策定すること。

4 大規模地震対策として、避難誘導のための情報網の整備、構造物の耐震性の強化の両面から対策を行うこと。

5 地域住民、地方公共団体の意志に反する都市開発規制緩和及び国公有地の安易な民間払い下げ等を中止すること。

6 活動火山対策として、特に降灰除去のための助成の強化、新技術導入をはかること。
7 豪雪対策を強化し、除雪のための共助シ

2 土地利用について

1 むつ小川原地区における核熱料サイクル基地建設計画を初めとする、地域住民の生活環境を破壊するおそれのある事業は中止すること。

2 筑波研究学園都市計画については、今後も財政措置の現行水準を確保し、関係住民に調和の取れた生活環境を提供するなどの措置により、安住促進をはかること。

3 地価評価制度の一元化をはかるとともに取り引價格と公示價格の一致をはかるための措置を講ずること。

4 地価の高騰に歯止めをかけ、国民の生活空間を確保するため、国土利用計画第一二条をより迅速、的確に規制区域を指定できる方向へ、また、第二三条を実態にあつたより有効な届け出制による規制ができるよう改正すること。

システム作り、新技術導入をはかること。

右、申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺誠

真柄栄吉

国土庁長官 河本嘉久蔵 殿

一九八五年八月二日

一九八六年度（昭和六一年度） 法務省関係予算等に関する申し入れ

1 法務局の業務は、年々登記事務を始め諸般の行政需要が増大し、また人権擁護業務に対する国民の需要が非常に高まりをみせている。

このような状況に対処するため、法務局の職員について格段の努力をすること。
2 更生保護官署および出入国管理署の職員の増員に努めること。
3 法律扶助事業は、経済上の理由で法的救済を受けられない国民に対し、民事、家事、行政事件のために要する訴訟費用、弁護士

費用等、裁判の費用を立て替え、また弁護士の紹介などを行つて、裁判を受ける機会を確保し、紛争の合理的な解決を促進し、法の支配ならびに国民の法に対する信頼を確立することに役立つていて。

よつて同事業に対する補助金の着実な増額をはかること。（六〇年度予算八、三六〇万円に対し、六一年度要望額は二億二九五〇万円。）

4 保護司、人権擁護委員の実費弁償金について適正な増額をはかるとともに、それらの任命について国民各層の意見を巾広く徵すこと。内勤保護司制度については抜本的な改善をはかること。

5 刑務官の不足により労働が過重となつてゐるため、収容者の適切な処遇や、被疑者の代用監獄より拘置所への移管に支障を生じてゐる事態にかんがみ、その増員をはかること。

6 ならびに、拘置所の増設に格段の努力を払うこと。
7 法務局等の老朽庁舎の改築につとめるとともに、当面閲覧室等、庁舎の整備をすすめること。

（制度関係）

（1）在日外国人に課せられている指紋の押捺制度を廃止すること。

捺制度を廃止すること。

（2）外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。

（3）刑事罰を民事罰に改めること。

8 近年、誤判に基づく再審無罪判決が相次いでいる実情にかんがみ、左記内容の再審制度改正を行うこと。

（1）再審要件の緩和・理由の拡大。

（2）死刑の執行停止と身柄の釈放。

① 再審の請求がなされた場合には、裁判所は、死刑の執行を停止することができるとしている。

② 死刑の言い渡しを受けた者について再審開始の決定が確定したときは、死刑の執行は停止されることとする。

この場合、裁判所は、刑法第一一条第二項の規定による拘置を停止することができるとしている。

（3）再審請求人の手続面における権利保障を明確化し、また前審関与の裁判官を除外すること。

（4）再審開始の決定に対する検査官の不服申し立てを禁止すること。

右、申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺

誠

総評予算要求闘争推進本部長

眞柄栄吉

法務大臣 嶋崎均殿

一九八五年八月八日

一九八六年度（昭和六一年度）外務省予算概算要求に関する申し入れ

いま、サハラ以南のアフリカ諸国を中心に悲惨な「飢餓」の深刻化が伝えられている。この背後には、これら地域における輸出用の換金作物に特化したモノカルチャー農業の存在、連作などによる地力の低下と砂漠化、交易条件の著しい悪化と換金作物輸出・食糧輸入の困難化、食糧作物栽培の伝統的農業部門（小農生産）の停滞、性急な輸入代替工業化に伴う巨額な資本財・中間財の輸入圧力と食糧輸入に不可欠な外貨備蓄の枯渇などの政治的・経済的要因が横たわっている。また、サハラ以南地域以外の発展途上諸国の経済情勢にも暗い面が多い。先進国の経済不況や急速なM E化による一次產品価格の低迷と交易条

件の悪化、経済成長率の鈍化や九、七〇〇億ドル（八五年「世銀」推定）にのぼる債務累積などが、発展途上国を苦しめているからである。こうした情勢にかんがみて、「GNP対比一%枠」突破による防衛費の増額や「西側同盟・安保外交」の推進よりも、「飢餓」・对外債務、経済停滞に苦しむ発展途上国への経済協力の拡充こそが、日本外交の当面する最大の責務であり、課題であると考えられる。このような観点から、一九八六年度外務省予算概算要求に関して左記の点を強く申し入れるものである。

記

1、政府開発援助（ODA）予算の拡充と「平和・経済協力外交」の強化

1 サハラ以南諸国への緊急の医療・農業・食糧開発援助の増大

「飢餓」に苦しむサハラ以南のアフリカ諸国に対して、緊急の医療援助や食糧作物栽培の伝統的農業再建・食糧自給の実現を目的に緊急の政府開発援助を行うべきである。とくに、これら地域における食糧自給・農業基盤の再建の緊急性にかんがみて、政府開発援助（二国間贈与）の食糧増産援助、技術協力などを大幅に増額すべきである。

さらに、これらの半乾燥地・乾燥地の農業開発への取り組みを強め、現地国との共同プロジェクト・チーム等によつて人造り・農業造りに国際的貢献をなすべきである。

2 政府開発援助（ODA）新中期計画の早期策定

日本の政府開発援助（ODA）の質的改善をはかるために、現行の「ODA倍増五カ年計画」に次ぐ「新しい中期計画」の早期策定を要求する。日本の政府開発援助の対GNP比が〇・三九九%（八五年）に過ぎず、その質的指標である「総合グランント・エレメント」「贈与比率」がそれぞれ七九・五%、五五・二%（八三年）に留まり、また経済協力費総額の対GNP比も〇・七五%（八三年）でしかない現実を踏まえて、「新中期計画」は第二五回国連総会（一九七〇年）及び第三五回国連総会（八〇年）で決議されたODAの対GNP比〇・七%の国際目標の早期達成を基本目標とすべきである。

3 政府開発援助の地域・形態別構成の改善

日本のODAは地域別にはアジア（シェア六六・五%、八三年）の比重が高く、アフリカ（一五・〇%）、中南米（九・九%）、中東（三・一%）などの比重が相対的に低い偏りを持っている。また、その形態別構成においても、国際機関に対する出資・拠出などが少なく、二国間の直接借款、贈与

が相対的に多い。したがつて、「新中期計画」は、全体のODA規模の拡大によつて、地域別不均衡の是正や国際機関への出資額、二国間援助における技術協力の拡大などを実行すべきである。總じて、ビック・プロジェクト方式を改め、農業や緑の再建、教育・医療・文化などの「人間の基本的二要素」(BHN)の充足を目指す方向に転換することが求められる。

4 八六年度ODA予算の大幅増額と統合的運用

「新中期計画」の初年度に当る八六年度ODA予算を大幅に増額すべきである。この場合、単に一般会計のODA予算(八五年度、五、八六三億円)だけではなく、資金運用部資金などを合算したODA予算総額(同、一兆二、五四七億円)の大幅増額を達成すべきである。この増額率は本年度対比一〇%増以上とし、また各省庁にまたがつた複雑な経済協力体制を是正し統合的なODA予算の運用に配慮しなければならない。

5 労働問題協力事業の推進

発展途上国労働問題事業を、①事業費の増額、②対象地域のアジア全域ならびにアフリカ諸国に拡大するとともに、途上国への技術移転の立場からILO協会が担当している国際技術開発機構の研修生の受入に

ついて、その人数および内容のいっそう充実のため関係予算を総額すべきである。

6 地球的規模でのニューディール政策の実施

南北格差是正の重大性と緊急性にかんがみ、地球的規模でのニューディール政策の実施を提唱し、それにかかる予算を計上すべきである。

二、外国人登録法についての要求

在日外国人に対する民族差別と人権侵害、人格無視の①指紋押捺制度及び②登録証の常時携帯制度を廃止し、③各種義務年齢を二〇歳に引き上げ、また、法違反があつた場合の罰則はすべて廃止し過料に改めるべきである。

三、ILO条約の批准促進ならびにILO対策の強化

1 ILO条約の批准促進

政府は未批准となつてゐるILO条約について、当面次の重要条約を次期国会において批准するための手続きを取るべきである。

右の通り申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺

誠

総評予算要求闘争推進本部長
真柄栄吉

外務大臣 安部晋太郎 殿

- ③ 労使関係に関する条約(一三五号、一四四号、一五一号、九四四号)
- ④ 婦人労働に関する条約(八九号、一〇三号、一四九号、一五六号)
- ⑤ 安全衛生に関する条約(一四八号)
- ⑥ 雇用、社会保障に関する条約(一一二号、一五八号、一〇二号、一二八号、一三〇号、一一七号、一一八号)

2 ILO対策の強化

① ILOにおける日本語同時通訳の人数・質などの面でいっそその充実をはかり、ことに種別委員会をはじめ重要会議に通訳を配置できるよう政府として関係予算増額の措置をとるべきである。
② ILO条約の批准を促進するためには、ILOにおける重要な報告や討論などの情報の周知が必要であり、そのため翻訳費などの関係予算額を増やすべきである。

一九八六年度（昭和六一年度）予算編成および税制改正等に関する申し入れ

政府は、来年度予算の編成について従来どおりの方式を踏襲し、一般歳出の抑制すなわち経営部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%の「概算要求基準」を決定し、今月末の各省概算要求締切り等予算編成の具体的取り組みをはじめた。しかし、政府の予算編成方針では、今後の経済・社会の要請に応えられず、国民生活の向上どころか、逆に先行き不安を高めるのは必至といわざるをえない。したがつて、政府は来年度予算の編成および税制改正等に関して、左記の事項について十分分配慮し、その実現をはかるよう強く要求いたします。

記

一、内需主導の経済成長と財政たて直しの展望をひらくための施策

1 内需主導の五%成長経済を達成する「内需拡大型予算」を編成すること。

2 個人消費の拡大、生活向上をめざした大型規模の所得減税、政策減税を実施すること。

と。

3 高齢化社会対策、地域社会形成等二世紀を展望した社会資本形成を行うこと。住宅、都市再開発、生活基盤投資、環境整備、防災、緑の国土保全等のための重点投資をすすめること。

4 国民の福祉に関する将来不安が高まっている一方、福祉ミニマムの構築が求められている。生活保護費、失対事業費、老人福祉関係費、児童保護関係費等、国民生活に重大な影響を与える補助金の削減、高率補助金の一括カットは行わないこと。

5 防衛関係費の特別扱い、聖域的扱いをやめること。当面GDP一%枠を厳守するとともに世界の軍縮の先頭に立つて計画的削減に着手すること。

二、税負担の不公平を是正し、税に対する国民の信頼を得るための施策

1 所得税に自動的物価調整制度を導入してサラリーマンの税負担の自然増を防ぐこと。

2 利子・配当所得の源泉分離選択課税制度を廃止し、総合課税とすること。なお、少額貯蓄非課税制度・マル優制度は現行制度を維持すること。

3 法人税率に軽度の累進税率（または多段階税率）を採用すること、また、実質的な特別措置となつて各種引当金（退職給与引当金・貸倒引当金等）および準備金・特別償却等は、改廃すること。なお、受取配当金益金不算入、支払配当軽課、プレミアム制度等については根本的に検討すること。

4 大型間接税の導入を行わないこと。とくに、現行税制および徴税上の不公平を温存したうえでの導入は負担の不公平・逆進的負担を高めること、さらに個人消費の抑制効果をもたらす新税導入は内需拡大に逆行することから反対する。

5 大企業に対する税務調査を厳正に行うことともに税務職員を増員して税務調査の実調率を高め、とくに悪質な脱税に対しては厳しい態度でのぞむこと。

三、税財政改革に計画的に取り組むための施策

1 政府の責任ある「財政再建の中長期的計画案」を提示すること。

2 公平・公正を第一の原則にした税制改革案を提示するとともにそれの実現に取り組む段階的計画案を明らかにすること。大型間接税導入を目的とした税制改革でなく、資産所得・不労所得課税強化のための新税

創設等を含めた改革案を策定すること。

3 中央偏重、官僚支配の行政を改革するため、補助金の計画的整理、自治体に対する各種の規制の緩和を図ること、なお、民間活力導入を口実にした国有財産の安易な売却を行わないこと。

4 税制調査会、財政制度審議会等の構成と運営の民主化をはかるとともに、国民の合意と信頼を得るために官僚主導、密室審議をやめて審議と資料の公開を行うこと。

右の通り申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長
田辺 誠
総評予算要求闘争推進本部長
真柄栄吉

一九八五年・七・三〇

大蔵大臣 竹下 登 殿

一九八六年度（昭和六一年度）
文教関係予算についての申し入れ

現在、父母・国民は子どもの問題行動に象徴される教育荒廃を克服するため教育改革を

強く求めています。それは、偏差値教育の是正、入試地獄の解消などとともに、一人ひとりの子ども・青年にゆきとどいた教育を保障するための条件整備や教育費の父母負担の軽減です。

ところが、先般の臨教審第一次答申はこうした父母・国民の切実な要求にまったく反するものです。また、数年来のマイナス・シーリングのなかで、異常な軍事費の突出の反面、教育予算が抑制されてきたことは、教育条件を切り下げる、およそ教育改革とはあいのない政策といわなければなりません。

したがって、文部省は、一九八六年度（昭和六一年度）概算要求に当つては、マイナス・シーリングを行うのではなく、むしろゆきどいた教育のため予算を増額させ、左記のような内容を重点として編成するよう強く要求します。

記

- 1 義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲法の「義務教育無償の原則」に基づくものであり、堅持すること。
- 2 教育条件を低下させ、また、負担を地方自治体に転嫁する義務教育国庫負担金の削減は行わないこと。とくに本年度国庫負担制度の適用対象外となつた旅費・教材費等についてはもとどすとともに学校事務

職員・栄養職員の人事費については従来通り国庫負担制度の対象とすること。

3 ゆきとどいた教育を保障するため「四〇人学級」を中心とする教職員定数改善計画

については「概ね三年後見直し」の国会決議、与野党合意に基づいて早期完結をはかるとともに、「三五人学級」の実現計画に着手すること。

4 過大規模校の分離促進のため用地取得を含む特別助成措置の制度化をはかること。また、高校新增設に対する国庫補助制度の拡充の措置を講じること。

5 私学がわが国教育に果たしている役割にかんがみ、私立学校の教育条件の向上、父母負担の軽減をはかるため、私学助成の拡充を行なうこと。

6 教育の機会均等を保障し、国際人権規約の精神に基づく給費制をめざした奨学資金制度の拡充をはかること。

7 子どもの健全な心身の発達と、父母負担の軽減をはかる立場から学校給食を拡充すること。とくに、学校給食のセンター化、民間委託化、調理員のパート化は絶対に行わないこと。

- 8 国立学校の授業料、入学金の値上げは行わないこと。
- 9 國際化に対応し、学術・文化の国際交流を促進すること。外国人留学生の受入の拡

- 大、諸条件の整備をはかり、また、海外子女教育、帰国子女教育の拡充をはかること。
- 10 社会教育、社会体育、文化関係予算を増額し、公共施設の整備を行うこと。
- 11 主任手当・手当支給制度を撤回し、その財源を一人ひとりの子ども、青年の学習権を保障するための教育諸条件整備のための財源にあてること。

右の通り申し入れます。

日本社会党予算要求行動推進本部長
田 辺 誠
総評予算要求闘争推進本部長
真 柄 栄 吉
文部大臣 松 永 光 殿

一九八五年八月八日

一九八六年度（昭和六一年度） 厚生省予算概算要求に関する申入れ

厚生省予算は、国民の生活権ないし生存権と直結しているため、国全体の財政事情の如何にかかわらず、政府予算の基礎としなければならない。

この観点から、厚生省予算の概算要求に当つては、左記の諸点の実現をはかるよう申入れる。

記

- 1 社会保障関係予算については、当然増経費の算入はもとより概算要求基準の別扱いとして施策内容の積極的向上に努めること。
- 2 国庫負担を削り、労働者・国民には大幅な保険料値上げ、年金額切下げを押しつけた年金制度の改悪をやめ、民主的な機関を設けてねり直すこと。また、年金スライドは物価上昇率5%以下の場合でも実施すること、新設された基礎年金は「生活できる年金」として全額国庫負担とすること。
- 3 生活保護費等の各種給付を引上げ、とにかく老齢福祉年金については老齢基礎年金などを引上げること、また老人ホーム、保育所など社会福祉施設への国庫補助率の削減をやめ、人権を尊重し、積極的改善をはかること。
- 4 老人保健法を改正し、無料医療の回復、老人追いだし等の排除、保険事業の完全実施を行うこと、とくに定額負担から定率負担への改悪は絶対行わないこと。
- 5 五人未満事業所に働く労働者、日雇、パート労働者への社会保険の適用拡大をはか
- るため、十分な予算措置を講じ、行政指導を強めること。
- 6 健保家族および国保の給付率を九割に引き上げ、医療内容の適正化とあいまち、本人を含め全面一〇割給付にむけて努力すること。
- 7 政府管掌保険の附加的給付については、加入者全員が洩れなく適用対象となるよう、政管健保財政を運用すること。
- 8 退職者医療については国民健康保険への国庫補助率をただちに回復し、応分の国庫負担および使用者負担を導入すること。
- 9 治療中心の医療制度を改め、予防、治療、リハビリテーションなど一貫した保健医療体制を確立すると共に、救急、休日、夜間、とき地医療体制を確立すること。
- 10 出産費の全額給付、高度医療、はり、きゅう、指圧治療などへも保険適用の拡大をはかること。
- 11 公立保育所の増設、施設内容の充実をはかるとともに、保育費負担を軽減すること、また保育単価の引上げと入所基準の改善、保母の増員と処遇の改善をはかること、学童保育についても制度化すること。
- 12 原爆被爆者対策は前国会における特別決議の趣旨を尊重し、国家補償の立場から十分な措置を講ずるとともに、「原爆被爆者援護法」の制定を早急に行うこと。

右、申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺 誠
総評予算要求闘争推進本部長

真柄栄吉
厚生大臣 増岡博之 殿

かり、自主流通の縮減に努めること。
「米の需給安定に関する国会決議」を踏まえ、第三期水田利用再編対策を見直し、国内需給体制の確立と安定した供給を行なうこと。

3 わが国の優れた水田装置を積極的に活用し、エサ米など米の多用途利用のために多収穫米の研究・開発をすすめること。

4 国民食糧の安定供給をはかるため、主要食糧（米、麦、大豆、飼料穀物）の備蓄制度を確立すること。なお、米の備蓄は三ヵ年計画で三〇〇万トンの備蓄を行なうこと。

5 国内農産物の消費拡大のため、消費者米価、麦価の引き上げは行なわないこと。同時に学校給食用米ならびに牛乳に対する助成を強化拡充すること。

一九八六年度（昭和六一年度）農水産関係予算概算要求についての申し入れ

一九八六年度（昭和六一年度）農水産関係予算概算要求については、農業再建、食糧自給率向上のため、左記事項に関し、その実現をはかるよう強く要求します。

する。

記

農業について

1 食糧の安定供給、安全確保を農政の基本におき、食糧自給率の向上をはかるとともに食糧管理制度の充実・強化をはかること。当面、二重価格制度、食糧管理の強化をは

7 農用地の高度利用と水田汎用化のためには、田畠輪換を可能にする土地改良事業を積極的にすすめること。同時に土地改良事業等については、関係農民の実施計画への参加・雇用の拡大をはかること。

(3) 森林、林業、林産業の振興をはかるためには、それぞれの地域的条件に即し、かつ長期的な計画にもとづいて推進していくことが重要である。そのため、社会党提出の

8 新農村定住化促進事業は、農業経営の改善の重点を置き、農業所得の増大がはかられるものとすること。

9 農林業の経営安定のため、負債解消に抜本的な対策を講ずること。

10 米・麦については、国営検査制度を堅持すること。

林業について

1 一般林政の充実について

(1) 外材依存政策をやめ、国産材の需要を拡大し、木材価格の安定をはかること。そのため、木材使用にたいする建築基準法の規制の緩和および宅地対策を含む木造住宅建設の拡充、公営・公共建造物、公的助成事業における国産材利用等を積極的にすすめ、あわせて地場・中小企業にたいする国の助成を増額すること。

(2) 森林の公益的機能を総合的に発揮させるため、森林資源の維持・培養と適正な管理、施業の充実をはかること。そのため、各種保安林の整備、林道網の充実をはかるとともに間伐材の需要の開発、補助、融資を含め、間伐の積極的な促進をはかること。

(3) 森林、林業、林産業の振興をはかるためには、それぞれの地域的条件に即し、かつ長期的な計画にもとづいて推進していくことが重要である。そのため、社会党提出の

「地域林業振興法案」を早期に制定し、国はこれに必要な助成を講ずるべきである。

(4) 国内林業の振興をはかるため、民有林野における林業労働者の近代的雇用関係を確立し、賃金、労働条件の保障措置を確立すべきである。そのため、社会党提出の「林業労働法案」を早期に制定し、また、その他必要な法制化を検討すべきである。

(5) 森林のもつ多角的な機能にたいする利・

活用への国民的要請が強まっており、学校、家庭、社会教育への活用、保健保養、高齢者の参加など、広範な利・活用を総合的に推進すべきである。そのため、国有林、民有林を通じ一定地域ごとに教育森林、自然休養林など総合的利・活用のための森林を設定すること。

2 国有林野事業の改善・充実について

(1) 昭和六〇年度国有林野事業特別会計等は、自己収入約三、〇〇〇億円にたいし、その四五%の一、三五〇億円(うち八二〇億円は利子)が借金の返済に充当されている。

今後、この借入金の返済が増額し、その結果

国有林野への投資が制約され、国有林野事業の使命達成は到底不可能になる。このような事態を早急に打開するためには、利子相

(2) 国有林野は保安林や自然公園などの施設制限が多く、いわゆる経済林は全体の四〇

%にすぎない。しかし、一般会計からの繰り入れは、昭和六〇年度・造林五二億円、

林道三六億円、林道災害復旧五億円にすぎず、公益的機能発揮にたいする国民的要請に応えることはきわめて困難になつていい。したがつて保安林内造林の充実、同林道の開設、自然休養林等森林の維持、管理などにたいする一般会計からの繰り入れ措置を講ずるべきである。

(3) 財政投資の成果が得られるまで超長期を要する林業経営において、長期借入金の返済期間については現行の返済期間では不十分であり、したがつて林業の特質を考慮した期間に延長すべきである。

水産業について

1 二〇〇海里体制の定着化に対応して、わが国二〇〇海里内における沿岸・沖合漁業を安定的に発展させるため、沿岸漁場整備開発事業など生産基盤の整備を計画的に拡充・強化し、水産業を主体とする海洋開発のための技術開発を促進すること。

2 地域再編事業の追加など、漁業再編整備

事業を拡充するとともに、「とも補償」など漁民の負担を軽減するため、減船補償制度の検討を行ない、当面、緊急融資の継続、融資補償制度の強化等をはかること。また、漁業共済金の支払いの円滑化等のため、漁

業災害の累積赤字の処理について、必要な助成を講ずること。

3 国民生活に果たしている漁村の役割りを重視し、「活力ある漁村の形成」、「不振漁業対策」事業等を継続するとともに、資源管理型漁業を確立するため、沿岸漁業改良普及制度の拡充など當漁指導体制を拡充・強化すること。また、漁業者年金について、当面、これにたいする助成を延長し、制度化のための漁村福祉の実態調査費の確保をはかること。

4 國際漁場の確保と捕鯨の存続をはかるため、当面、最大限の捕獲枠の確保に全力をあげるとともに、捕鯨存続のための強力な外交努力を行なうこと。また万一、二年後において商業捕鯨の中止を余儀なくされた場合にあつても、国の責任において沿岸捕鯨の継続、南氷洋捕鯨を調査捕鯨として継続し、捕鯨企業にたいする補償措置と捕鯨・捕鯨関連産業に働く労働者の雇用確保をはかること。

右、申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長
田辺誠吉
真柄栄吉

農林水産大臣
佐藤守良殿

一九八五・八・六

一九八六度（昭和六一年度） 通商産業省関係概算予算等に関する申し入れ

一九八六年度（昭和六一年度）概算予算および通商産業政策について、左記の事項に関し、その実現をはかるよう強く要求します。

通商産業関係予算

- 1 先端技術の研究・開発を国民全体の利益に沿って推進するため、関連施策の一層の充実に努めるとともに、技術情報の提供並びに、その評価を行える体制を整備すること。
- 2 金属鉱業の安定的助成策を講ずるとともに、国内探鉱助成の充実・レアメタルの総合的安定確保などを推進すること。
- 3 基礎素材産業における雇用確保のため、そのため、新素材等の技術開発の拡大強化、設備投資、減税などを講ずること。
- 4 わが国の脆弱なエネルギー基盤にかんがみ、国内の石炭、石油及び可燃性天然ガスの開発を強力におし進めること。

通商産業政策関係

- 1 産構法の運用にあたっては、法制定の趣旨並びに国会の論議を十分ふまえ、特に雇用及び関連中小企業に対し万全を期すること。
- 2 電力料金の低位安定化を図るための施策を講ずること。
- 3 國際的な公正競争の実現のため、秩序ある輸入を行える体制を整備すること。
- 4 消費者保護を充実させるために訪問販売法等を強化・改正すること。
- 5 これ以上公害を進行させないため環境保全のための技術開発と基盤研究及びアクセスメント体制を進めること。
- 6 中小造船業に対する構造改善を積極的に進めること。
- 7 ようやく安定を回復しつつある紙パルプ産業に対して、新規物品税を課税する動きがあるが、これは絶対に行わないように努力すること。

中小企業政策関係

- 1 政府系金融機関の資金量を拡大し、貸出金利を引下げるのことと、あわせて貸出し基準の緩和や監査のスピード化をはかること。
- 2 中小企業関係の退職金共済および倒産防止共済の資金量の拡大と充実をはかること。
- 3 中小企業への投資減税の実施と承継税制の改善を行うこと。
- 4 中小企業専任大臣の実現のための努力を行うこと。
- 5 政府開発援助については、政府目標の達成と、特に食糧増産援助に力を入れること。

中小企業関係予算

- 1 政府系金融機関の資金量を拡大し、貸出

ついて、事業主控除と専従者控除の引き上げ、同族会社の留保金課税廃止などの改正

に努力すること。

6 個人企業の経営の近代化、合理化を図る

ため、個人事業税にもみなし法人課税（事

業主報酬）制度が適用されるよう措置する

こと。

7 大規模小売店舗法の正月三が日休業を含

めた抜本的改正を行うこと。

8 大企業の定義（ダミー規定を含む）を見直すとともに、中小企業事業分野法の周知

徹底と積極的な運用を行うこと。

9 下請関係法の強化・改正を行い、下請組合の設立と下請単価を親会社と交渉できる

権利の保証、自治体にも立入検査権をあたえるなど、下請対策の充実を行うこと。

10 官公需適格組合制度を積極的に活用し、

中小企業向け官公需発注率の増大を促進し、国等の出先機関及び地方公共団体に対し、組合制度の周知徹底を図り、その活用について指導すること。

11 地域経済の活性化のため、各地域に市場

情報、技術情報サービスセンターを設置し、充分配慮のいきとどいた施策を講ずること。

12 テクノポリスの建設などにあたっては、

国会論議を十分にふまえて、地域経済のみならず地域住民にも資する措置を講ずること。

と。

右申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺 誠

総評予算要求闘争推進本部長

真柄栄吉

通商産業大臣

村田敬次郎 殿

一九八五・八・七

エネルギー政策についての申し入れ

ギーの安定的な確保を保障する予算とする

こと。

3 太陽、水、風、地熱などのクリーンエネ

ルギーの開発を、環境保全に留意しながら、

強力にすすめること。

4 地域エネルギーシステム、省エネルギー

技術などのエネルギー消費効率を高める技

術開発をすすめること。その場合に、ハード技術にくわえて、システム的利用などの

ソフト技術の技術開発を促進すること。

5 国内の石油及び天然ガスの開発を進めること。さらに産炭地域の振興のため、国内

炭の維持開発に対する予算の拡大をはかる

こと。

6 電力料金の低位安定化を図るためにの施策を講ずること。

7 原子力発電所（軽水炉、新型転換炉）の

新増設は、①安全性、②コスト、③電力需給バランスの三点のいずれにおいても問題

があり中止すること。

8 高速増殖炉、核燃料再処理工場、核燃料

濃縮工場、放射性廃棄物貯蔵処分センター

の建設は、安全性がまつたく確立していな

いので中止すること。

9 原発優先稼動・火発休止となつてある現

状を、原発休止・火発優先稼動の順に転換すること。

2 原子力エネルギーの開発促進に偏重した

予算を改め、安全でクリーンなエネルギー

需給構造への長期展望に立ち、各種エネル

右申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長
　　田辺　誠
総評予算要求闘争推進本部長
　　真柄栄吉

通商産業大臣
　　村田敬次郎殿
科学技術庁長官
　　竹内泰一殿

一九八五・九・六

一九八六年度（昭和六一年度） 運輸関係予算についての申し入れ

一、国鉄の分割・民営化は、国鉄の再建ではなく解体につながり、国鉄一〇〇年余の歴史を閉ざすことである。よって、再建監理

委員会の答申内容については問題が余りにも多く、拙速な対応をすべきではない。政府は再建案策定にあたっては再建監理委答申にこだわることなく広く国民の合意形成を得るため全国各地で利用者をはじめ国民各層からの意見を聴くための「国民公聴会等」を開催すること。

二、国民の生活交通が確保されるよう第八五

国会で決議された「地方陸上交通維持整備に関する件」の主旨を速やかに実行するため国鉄、私鉄、公営交通が系統的に整備されるよう日本社会党が提案している「地域交通整備法案」や「交通事業における公

共割引の国庫負担に関する法律案」「都市における公共交通の環境整備に関する特別措

置法案」の成立促進に協力すること、またこれら公共交通確保のための財政措置を一段と強化すること。

三、国鉄の特定地方交通線の扱いについては、

五カ年程度の「時限立法」を制定し、利用者代表を含めた委員会を設置して、地域の公共交通、利用者の利便等に適合した利用形態等を決定することとし、当面の転換作業は中止すること。

四、地域住民の日常生活にとって不可欠な地

方バスを維持・整備するため、財政措置を強化するとともに必要な立法措置を講ずること。

記

五、国鉄再建は、総合交通政策と併せて行うべきであり、分割・民営化ではなく、①公

共交通としての全国ネットワークを維持する、②地方交通線の切り捨てはしない、③関係労働者の雇用に万全を期す、ことを柱とした再建の具体策を講ずること、また、国鉄の利用者離れを防ぐためにも運賃・料金の値上げは行わないこと。

六、運輸事業の過当競争に拍車をかける行革審の規制緩和策については慎重に対処すること。

七、道路運輸における輸送秩序を確立するため第九八国会における「貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する決議」の具体化の措置を一層強化すること。

八、現在個別に進めている道路・空港・港湾・鉄道等への資本投下を一元的に行うため「総合交通施設整備特別会計制度」を設けて必要な財源の調整を行うこと。

九、海運・造船・船員について一体的な施策を確立するためとくに外国船用船偏重の傾向を是正するなど具体策を講ずること。

十、離島における公共交通の確保の施策を強化すること。

十一、交通安全の確保のための施策の徹底を図ること。とくに、全国の交通運輸の施設（機材を含む）の総点検を計画的に実施すること。

十二、交通事業分野に働く労働者の労働条件、環境の改善に努力すること。

十三、民主的な交通運輸行政を確立するため、地域住民に密着した行政権限は地方自治体に移譲すること。

以上

右の通り申し入れます。

一九八五年九月六日

日本社会党予算要求行動推進本部長
田辺 誠
総評予算要求闘争推進本部長
真柄 栄 吉

運輸大臣 山下徳夫 殿

記

一九八五年七月三十日

一九八六年度（昭和六一年度） 郵政関係予算等についての申し入れ

高度情報化の進展するなか、郵政三事業はあまねく公平なサービスの提供によってあげてきた成果にくわえ、今日、三事業一体による全国ネットワークによる地域に定着した質

の高い新たなサービスの実現が強く期待されている。また、電気通信、電波、放送、ニューメディアなど、今後、高度情報化にかかる行政のあり方についてきびしい注文が出され

郵政省の役割は一段と重要性を増している。しかし、郵政三事業の現実は、郵便貯金にみるまでもなく金融界の熾烈な競争と「民業補完論」を基本とする行財政改革のなかで、きわめてきびしい状況にある。

したがつて郵政省は、一九八六年度の予算編成及び施策のとりまとめにあたつて従来のともすれば「まもり」の姿勢をとることなく、積極的に対応していくと同時に、とくに左記事項の具体的措置が講ぜられるようここに強く要求する。

拡大に取り組むこと。

一、現行の小額貯蓄非課税制度を堅持するとともに、限度額の引上げ、住宅積立の引上げ、老後設計のためのシルバー貯金の新設、教育貯金の新設、さらに郵便貯金・簡易生命保険・郵便年金を「合体」した新商品の開発など、預貯金のサービス向上を促すオピニオン・リーダー的役割を果たすこと。

一、金利の自由化がすすむなか、小口預貯金者の利益を守るため、小口金利の早急な自由化、利用者保護のための下限金利の保障など、具体化すること。

一、郵便貯金資金の直接運用のため一定額の国債の引受けを実現させること。また新たに地方財政投融资制度をつくり、地域の活性化に寄与するため資金の地方還流をはかること。

一、簡易生命保険・郵便年金制度については、加入者の利益増進のため、新規サービスの開拓、ニーズに沿った加入限度額の実現、積立金運用範囲の拡大、余裕金の直接運用を実現すること。

一、郵政審議会委員の選考に当つては利用者代表、労働組合代表をいれるとともに、公聴会等により、国民の意見が直接反映するようになること。

一、労使関係の一層の安定化のため、具体的方策を確立すること。とくに、雇用の安定

確保、労働条件の改善を基本とし、かつ効率化、合理化施策の実施にあたっては、労使交渉により円満に解決が図られるよう努めること。

一、局舎の公有化と整備改善に積極的に取り組むこと。

右の通り申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺 誠
総評予算要求闘争推進本部長
真柄栄吉
郵政大臣 佐藤 恵 殿

一九八五・八・八

一九八六年度（昭和六一年度） 労働省予算の概算要求に関する 申し入れ

一九八六年度（昭和六一年度）労働省予算の概算要求にあたっては、労働者の実態や労働行政の課題に充分応えられるよう次の事項の実現をはかるべきである。

1 労働時間短縮等について

1 政府の労働政策の重点課題として労働時間短縮の行政指導を積極的に行ない、年間総実働時間の二、〇〇〇時間以内の早期実現と、これをさらに進めて年間一、九〇〇時間以内とすること。

国際水準に見合う年間総実働時間を達成すること。

2 このためには労働基準行政指導で行なうだけでは実効を期し難いものであることには、従来の実績からみて明らかがあるので、国際公正基準に相応するよう、労働時間については一日八時間、週四〇時間、週休二日制の規定を中心とした労働基準法、労働時間法制の抜本的な改善に早期に着手すること。

2 雇用、失業対策について

1 職安行政の強化・充実、職業安定機関の体制強化・整備と合せ、地方職安審の機能を強める必要がある。定期的な審議会の開催などにより、地域における雇用安定対策の協議と具体的施策の強化をはかること。

2 高年齢者雇用確保助成金、特定求職者雇用開発助成金の拡充とともに、定年延長を中心とする雇用延長についての行政指導の強化をはかると同時に「年齢差別禁止法」（仮称）の早期制定へむけ、ただちに強力な行政指導を行なうこと。

3 合わせて、高年齢者雇用納付金制度の創

二日制に進め、閉庁方式を採用し、全産業の年次有給休暇を最低でも二〇日間確保すること。

7 法四〇条改正、二七通達の徹底化、三六協定の適正化、時間外労働規制などの行政指導を強化すること。

二日制に進め、閉庁方式を採用し、全産業

の年次有給休暇を最低でも二〇日間確保すること。

8 夜勤・交替制労働の厳重な規制を法制化し、やむを得ざるものについても有害業務などの保護措置を行ない、常日勤の週休二日制、週四〇時間以内に対応する五組三交替シフトをめざす要員確保をめざすこと。

9 技術革新、高齢化社会に対応するために、有給の教育・訓練休暇、病気休暇制度を確立すること。

設および中高法の抜本改善について検討を開始すること。

措置を講ずること。

3 失業多発地域、時期に適応できる職業訓練態勢の整備、確立をはかるとともに、急速にすすむ技術革新、産業構造の変化を反映して教育訓練に対する労働者の期待も変化してきている。労働者のニーズに適応した制度への改善をはかること。また労働組合代表参加による訓練計画の策定をはじめとする訓練行政の充実・拡大をはかること。

4 雇用創出のための積極的施策として、地域経済開発と直結する公共事業を拡大すること。
5 特定地域開発就労事業および地域雇用開発推進事業を改善し、積極的に拡大すること。また、地域雇用開発センターの設立を推進し、雇用拡大につとめること。

6 公的就労事業の検討を行なうとともに、

現行失対事業については、当面、①二二日就労の確保、②六五歳線引き、就労差別撤回、③賃金および退職手当の引き上げを行なうこととし、就労団体および関係労働者の意見を尊重し、必要な予算を確保すること。

7 派遣労働者の労働権確保、保護のために必要な措置を講ずること。

8 労働組合が行なう職業紹介活動および労働者供給事業の拡大・充実のために必要な措置を講ずること。

9 パートバンクの増設、雇用保険への加入など不安定雇用対策を強化するとともに、雇用保険未加入事業所の解消につとめること。

3 雇用における男女平等の実現について

政府は八五年に国連女性差別撤廃条約を批准し、そのための条件整備として雇用機会均等法を制定したが、この法律では充分な雇用における男女平等が確保されることはいえない。このため、女性差別撤廃条約の基本精神に沿って、雇用のすべての分野にわたって性差別を禁止し、有効な救済措置をとりうる行政機関の設置などを内容とする男女雇用平等の法制を確立すべきである。

1 当面八六年四月一日から施行される男女雇用機会均等法については、有効に機能するように徹底すること。そのため婦人少年室の強化を図り、調停委員会の委員の選任を早期に行なうこと。

2 雇用における男女の平等を確保するためには、男女が同じ基盤で働く環境の実現が不可欠であり、全体の労働時間短縮、時休暇の拡大などを推進すること。

3 母性保護に関する諸規定を国際水準に引

き上げること。

4 育児休業については次の内容を基本とす

る法律を制定すること。
①対象は全職種、②取得を希望する両親のいずれか一方の取得、③原職復帰を原則とする、④休業中の一定の所得保障。

4 労働安全衛生対策について

1 労働省による「監督業務実施状況」は労働基準法、労働安全衛生法などの関係法令

以下での職場労働実態を明らかにしているが、こうした職場の減少、労働災害の未然防止のために労働基準監督官の増員、産業安全専門官、衛生専門官の全署配置の実現などにより、行政監督体制の強化を図ること。

2 中小規模事業場での災害多発実情に対処するために、労災防止指導員の立ち入り指導を年六回以上とすること。また指導結果については地方労働基準審議会に必ず報告し、事後対策の検討と確立を求めるなど審議会活動の活発化を図ること。

3 労働災害被災者及びその遺族の生活困難な実情の改善をゆざして、災害補償給付標準の引き上げをめざすこと。また当面する課題としてハリ、灸治療制限通達の実施、運用にあたっては被災労働者、主治医の意見の重視など慎重に取扱うこと。療養費の

不支給決定等の場合には、その理由、根拠を明確にするなど認定義務の民主的運用をはかること。

4 被災労働者の早期救済公平迅速の立場から、労災保険給付及び不服審査関係担当者の増員を図ること。

5 労基法施行規則第三五条定期検討委員会の開催を活発化し、有害労働、有害性物質、なかんづく職業ガン及びM.E労働下での新たな職業性疾病の防止治療について検討を加えること。

6 中小企業退職金共済法の改正について

1 労資対等原則の導入

① 中退金審議会の構成は、労資同数の代表及び若干の公益委員であること。

② 事業団役員は、労使双方の推薦する者を含めること。

③ 加入は、労働者の過半数の要求がある場合、義務付けし、全員加入とすること。

2 支給内容の改善

① 国庫補助対策額は、二、〇〇〇円以上とすること（現行一、〇〇〇円）。

② 最低掛金額は、二、〇〇〇円とし、最高掛金額も引き上げること。特退共については各二五%以上の掛け金引き上げを行な

うこと。

- ③ 退共における掛け金納付と証紙貼付のアンバランスを早急に是正するなど特退共の改善をはかること。
- ④ 掛け捨て、掛け損のは正をはかること。
- ⑤ 遷及制度を導入すること。
- ⑥ 掛け金の見直しを毎年行なうこと。
- ⑦ 現行法一四条の条件を除くこと。

4 差別的条項である減額措置は撤廃すること（法一〇条）。

5 年金制度の導入にあたっては、労働者の選択を前提とすること。

6 制度普及促進については、実効性のある年次計画をたて、相談員制度の拡大や労働組合の参加を保障すること。

7 事業団の運営にかかる費用はすべて国の補助金とすること。

8 資金運用の改善をはかること（①労働者および企業への貸付拡大、②労資意見の反映、③資金運用に対する国の規制緩和）。

以上申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長
田辺誠記

総評予算要求闘争推進本部長
真柄栄吉

1 第五期住宅建設五カ年計画については、

労働大臣 山口敏夫 殿

一九八五年八月八日

一九八六年度（昭和六一年度）建設省予算の概算要求に関する申し入れ

一九八六年度（昭和六一年度）建設省概算要求にあたっては、左記の各項について実現をはかるよう強く要求します。

1 予算編成の基本方針について

1 内需主導の五・パーセント成長を実現するため、住宅、下水道、公園、生活道路、防災関係を中心に、社会資本の計画的、積極的な整備を進めること。

2 公共事業の円滑な推進のため、自治体財政の拡充に留意し、直轄事業負担を廃止するとともに、国庫補助率の切り下げ等を行なわないこと。また、単独事業等における起債の充當に努めること。

2 住宅関連事業

公共住宅の建設促進を図るとともに、価格、家賃の安定、居住水準の向上等に留意すること。

2 住宅金融公庫については、根本的金利の維持と貸付手数料制度の速やかな撤廃をはかるとともに、国庫からの補給金を大幅に増額すること。また、住宅改良資金や中古住宅購入資金の貸付け制度を改善・拡充するとともに、年金住宅融資、財形住宅融資について、公庫を窓口とする戸数枠の拡大、利子率の引下げ、融資額の増額等を行なうこと。

3 予期せぬ災害、世帯主の事故・病気等により住宅ローン返済が困難となるようなケースを想定しつつ、キメ細かい返済猶予制度、利子軽減制度等を確立すること。

4 新しい住宅建設五ヵ年計画と連動しつつ、諸階層の意見を取り入れた「住宅基本法」案を提出すること。

3 社会的生活手段の整備について

1 道路整備事業については、市町村道、バス交通対策道路、災害対策道路、危険箇所改修等の生活に密着した事業を最優先すること。道路建設大型プロジェクトについては、①環境の保全、②完成した道路の使用価値、採算性、③プロジェクトとしての優先順位、④鉄道との競合とその影響、等に

留意しつつ、自治体に負担を押しつけることなく、慎重に取扱うこと。

2 下水道整備については、公共下水道の補助率・補対率の引上げ、小規模下水道への強化アセスメントの拡充をはかること。

また、下水道施設の維持・管理業務は原則として直営で行なうこと。

3 都市計画・都市再開発については、都市住民の生活環境向上の視点に立ち、自治体、都市住民の要求・提案を要求するとともに、国庫補助制度の拡充をはかること。また、国公有地の民間への払い下げを中止し、公共機関による再開発、公共住宅建設を進め、市民の長期的住生活の安定に資すること。

4 公共事業の執行について

1 公共事業が地域経済の向上に直結しうるよう地元中小企業向け発注を五〇%以上とし、そのための手段として、分離分割発注拡大、中小間および専門業者間のJ・Vの活用、協同組合の受注優遇をはかること。

2 重層下請けを規制し、前渡し金、下請け代金支払いの適正化をはかること。また、建設労働者雇用改善法の強化改正を行なうとともに、建設労働者の労働条件、福祉厚生、雇用について、十分な配慮を行なうこと。

3 中小零細業者の施行能力向上のため、木

造材來工法をはじめ、技術研修に対応する助成の強化、資材の安定供給、機材購入に対する融資を行なうこと。

右、申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長
田辺誠吉
総評予算要求闘争推進本部長
真柄栄吉

建設大臣 木部佳昭 殿
一九八五年八月

一九八六年度（昭和六一年度） 地方行財政の拡充・強化に関する申し入れ

一九八五年度予算においては、国庫補助金の一括削減等、国による地方への負担転嫁が実施され、国と地方の信頼関係、地方行財政に多大なる悪影響を与えた。政府・自衛省は、国会の審議、地方制度調査会の答申、また地方政府六団体を始めとする自治体の意見を十分に尊重し、一九八六年度においては、地方行財政の拡充・強化のため、次の各項について速やかに実施するよう要求する。

取りやめること。

こと。

- 八六年度予算においては、国庫補助金・義務教育費国庫負担・交付税等のカットあるいは切り下げを含め、如何なる形式であれ、地方財政への負担転嫁を行なうことなく、八五年度において発生した財源不足額については、その元利について速やかに全額国において補填すること。

- 退職者医療制度の創設に伴う市町村国民健康保険事業会計における負担増加については、その創設の経緯に鑑み今年度分はもとより明年度以降についても国において完全に補填すること。

2 自治体行財政の拡充強化のための基本的対策について

3 自治体行財政の具体的改革措置について

1 地方制度調査会を改編・強化し、分権・自治・福祉の自治体改革を推進するため、自治体及びその職員代表、学識経験者、国会の代表の民主的構成による「地方自治委員会」を創設し、地方に係る予算、法令の改廃については、全て協議すること。

2 地方財政財源不足額については、概算要求時においてその算定根拠とともに明示するとともに、財源不足が発生した場合は、地方交付税法第六条の三第二項の規定に基づく交付税率の引き上げ、地方独立税源の保障で措置すること。

1 (1) 地方交付税等の充実について

- 地方交付税については、国税収納整理資金特別会計から直接交付税特別会計に繰り入れること。

2 退職手当債発行の弾力化を図ることともに、地域経済活性化のため、補助、単独事業の裏付けとして地方債計画における政府資金割合を六割以上とする。

3 都の特別措置は廃止するとともに、富裕団体を理由とする財政調整制度は廃止すること。

2 地方税制度の改革について

1 (2) 不公平税制度のは是正、自治体の自主税源の確立のため国民年金・厚生年金の改善・拡充を図ること。

2 社会保険診療報酬課税の適正化、宗教法人に対する課税適正化、産業用電気税の非

- 機関委任事務に係る国の代執行権の改悪等、地方自治の根幹に係る法制度の改悪は止め、臨時行政改革推進審議会の地方自治に対する不当な介入を中止させるとともに、自治体の行政改革に対する先駆性と自主性を尊重し、自治省の「地方行革大綱」についても撤回すること。
- 機関委任事務・許認可の全面的廃止を目指すとともに、教育長の承認等についてはただちに廃止すること。
- 共済年金制度の改悪を止め、国民の年金権の確立のため国民年金・厚生年金の改善・拡充を図ること。
- 人事院勧告の早期完全実施を図るとともに、自治体の自動的給与改定に対する干渉は行なわないこと。また、給与・退職金等を理由とする起債制限等の自治への介入は

課税措置の段階的撤廃等を図るとともに、國税の租税特別措置による地方税への影響を遮断すること。

また、法定外普通税については、自治体の自主性を尊重すること。

3 事業税については、その課税対象および使用目的の拡大を図るとともに、自動車関係諸税の使途についても地下鉄・モノレール・バス交通等の維持・整備に投入できるようすること。

4 資本金一億円以上の企業に対する法人事業税の外形課税への転換と均等割りの引き上げ、中小零細企業の均等割りの輕減を図るとともに、日銀の納付金の法人市民税課税対象化等の措置を講ずること。

(3) 国庫補助金の改革について

1 分権、地方行財政充実・強化の視点についた国庫補助金の統合・メニュー化を推進するとともに、教育・社会保障等のナショナル・ミニマムに関する補助金を除いて一般財源化を図る「五ヶ年計画」を策定するとともに、統合・メニュー化・一般財源化にあたっては、自治体への財政転嫁、事業削減・住民サービスの切り下げとならぬよう留意するとともに、税財源の保障のない人件費補助の打ち切り等は行なわないこと。

2 直轄事業地方負担金の廃止、超過負担の

解消に努めるとともに、公共下水道事業の補助対象率、補助率の引き上げ等を図ること。

また、住民基本台帳の閲覧・複写の交付及び台帳の調製等の委託については、プライバシー保護の観点から慎重を期すること。

(4) 公営企業対策の確立について

1 地下鉄・バス交通等に対する助成措置の継続・強化を図るとともに、地下鉄建設費補助の実質七割への引き上げ、新交通システム、基幹バス等への補助強化を図ること。

2 地方公営企業に対する一般会計からの繰り入れの拡充を図るとともに、水道事業に対する資本費補助を拡充すること。

3 公営事業部門の民営・下請・委託については、安全性・サービス・料金等の観点から慎重に対処するとともに、関係労使の十分な協議を促すこと。

6 I N S 等の地域における情報化の進展については、地域社会への影響を十分に調査するとともに、変化に対する的確な対策の検討を進めること。

(5) 自治体行政の強化について

1 自治体の経営指標としては不適格なラスパイレス指数あるいは退職手当率をもつて行なう「起債制限」また、「モデル定員」の押しつけ等、自治体の財政権、人事権に対する介入・侵害は取りやめること。

また、自治・民主主義の根幹である自治体議会の定員等に対する介入・指導を行なわないこと。

以上、申し入れる。

日本社会党予算要求行動推進本部長
田辺誠
総評予算要求闘争推進本部長
真柄栄吉

自治大臣 古屋亨殿

2 人権擁護の立場から外国人登録法をただちに改正し、指紋押捺制度を廃止すること。

3 自治体における情報公開条例の制定を推進するとともに、プライバシー保護条例の

(社労部会)

から、一九八六年度予算編成のための概算要求にあたり、左記の諸点について十分考慮するよう申し入れる。

記

一九八六年度（昭和六一年度） 労働省予算の概算要求に関する 申し入れ

労働者の実質賃金及び労働条件は、依然として劣位にあり、しかも失業も高水準が続いている。こうした実態は「経済大国」の労働者像には、ほど遠いものである。

特にマイクロエレクトロニクス（ME）を中心とする技術革新の進展は、雇用や労働の質及び労働態様に深刻な影響を及ぼしつつあり、第三次産業の発展とともに産業構造の変化をもたらしている。また、労働力人口の高齢化や女子の職場進出、パートタイマーや派遣労働者等の不安定雇用労働者の増加も顕著であり、労働者等の雇用安定、賃金及び労働条件の確保・向上の任にあたる労働行政の課題は山積している。

従つて、われわれは、一九八六年度（昭和六一年度）政府予算編成のための概算要求にあたっては、機械的なマイナスシーリング（概算要求基準）の設定を行なうべきではなく、労働者の実態や労働行政の課題に応じた予算措置を講ずる必要があると考える。この見地

一、労働時間の短縮等について

わが国の年間総労働時間は二、一〇〇時間台であり、欧米先進諸国の一、六〇〇時間台ないし、一、八〇〇時間台と比べ、著しく長い。時間外労働が多いこと、休日が少ないことなどが原因である。

わが国が「経済大国」と言われるようになつた今日、こうした長時間労働は改善されなければならない。「高失業時代」の到来が懸念される今日、新たな運用を創出するためにも重要な課題となつており、また、貿易摩擦のなかで欧米諸国からの批判に応えるためにも必要である。

従つて、政府は、早急に次のような施策を講ずるべきである。

- ① 労働基準法を改正し、完全週休二日制・週四〇時間労働制を確立すること。
- ② 時間外労働については、男女労働者ともに一五〇時間以内に期制すること。また、時間外労働の賃金割増率を五〇%に改め、深夜・休日労働については一〇〇%割増すること。

- ③ 年次有給休暇についても、五労働週を目標に段階的に増やすこと。
- ④ 安易な交替制勤務の導入を厳しく規制すること。
- ⑤ 年末年始、太陽と緑の週、夏休みの三大連休実現のため、必要な立法措置を講じ、行政指導を強めること。
- ⑥ 商業労働者の休日確保のため、商店の正月三カ日休業を積極的に推進すること。
- ⑦ 金融機関の完全週休二日制、公務員の完全週休二日制を積極的に推進すること。
- ⑧ トラック輸送労働者の過長な労働時間を改善するため、ILO一五三号条約の早期批准と、そのための国内法の整備に取り組むこと。

二、MEを中心とする技術革新への対応策について

MEを中心とする技術革新の急速な進展は、雇用や労働の質及び態様に深刻な影響を及ぼしている。政府の第五次雇用対策基本計画でも「技術革新の進展に伴う雇用面への影響、中小企業における労働条件の確保、雇用の安定等について十分な配慮が必要」だと指摘され、「対応を誤るならば、高失業時代を招きかねない」と警告されている。

従つて、来年度政府予算の概算要求にあたっては、機械的なシーリング（概算要求基準）

設定を行なうべきではなく、次に掲げるよう

な諸施策を実施するに必要な予算を確保すべきである。特に、政府において、技術革新に関する政策が、産業政策面では重視され、労働政策面では軽視されるようなことがあつてはならない。

① 企業が新技术を導入する場合には、労働組合と事前及び事後において十分協議し、労使合意の上で進めるよう行政指導を行なうこと。

② 公的職業訓練機関を技術革新に対応できるものに質量ともに充実すること。

③ 新技術導入に伴つて生じてきている新たな労働災害を防止するため、安全衛生基準を確立すること。また、特に、精神的影響を重視し、労災保険の適用について、新たな事態に対応できるものに改善すること。

④ 新技術導入に伴つて広がつてきている深夜・早朝労働など交代勤務による変則労働については、「人間的労働」の観点から大幅に規制すること。また派遣労働や在宅勤務等についても規制し、あるいは労働条件等を確保するための措置を講ずること。

⑤ 新技術の導入が、失業や、新たな職務への不適応、健康及び安全の侵害などをもたらすことなく、しかもM.E化がもたらす成果が労働者や国民全体に還元されるようするためには、一定の社会的コントロール

が必要である。従つて、新技術導入の影響又は効用について、十分な調査及び検討を進め、新技術導入に対する一定のルールを設けるなど国民的合意を形成するため、労使のほか科学者・技術者・消費者及び行政側等の代表で構成する行政委員会を設置すること。

④ 全労働者を対象とし、選択・有給・原職復帰の原則に基づく育児休業法を制定すること。

三、雇用の分野における男女平等の実現について

第一〇二回国会で、いわゆる男女雇用機会均等法が成立し、来年四月から施行される運びとなつたが、同法は、国連の女性差別撤廃条約の精神に反し、雇用の分野における男女平等実現のためにはきわめて不十分なものである。従つて、女性差別撤廃条約の精神に沿つて、雇用の分野におけるすべての女性差別を禁止し、有効かつ迅速な救済措置をとりうる行政機関を設置するなど、実効ある男女雇用平等法制を確立すべきである。

高齢社会化がますます進行するなかで、産業構造の変化は、高年齢労働者を直撃し、高齢者の解雇あるいは引退政策が進められ、また、高齢者の再就職は非常に難しくなつていて、雇用の分野におけるすべての女性差別を禁止し、有効かつ迅速な救済措置をとりうる行政機関を設置するなど、実効ある男女雇用平等法制を確立すべきである。

① そのため、当面、来年四月から施行される男女雇用機会均等法について、差別の判断基準（指針）の制定にあたつては労働側ともに、六五歳への定年延長を図ること。

② 中高年齢者への年齢を理由とする雇入れ制限を禁止すること。

③ 高齢者雇用率の達成を義務化し、未達成企業については、公表するなど一定の制裁措置を講ずること。

③ 男女が同じ基盤で働くようにするためにも、一に掲げたように、労働時間の短縮、休日の増加、所定外労働時間及び深夜業の制限など、労働基準法を改正すること。

④ 全労働者を対象とし、選択・有給・原職復帰の原則に基づく育児休業法を制定すること。

四、高齢者対策について

と。

従つて政府は、次の諸施策を早急に講ずるべきである。

① 六〇歳未満の定年制禁止を法制化するとともに、六五歳への定年延長を図ること。

② 中高年齢者への年齢を理由とする雇入れ制限を禁止すること。

③ 高齢者雇用率の達成を義務化し、未達成企業については、公表するなど一定の制裁措置を講ずること。

④ M.E技術等新技術の発展を高齢者の職域拡大に活用するとともに、それに対応して、

公的職業訓練機関における高齢者職業訓練を高齢者の実情に配慮したものに改善すること。

五、雇用・失業(離職者)対策について

産業構造の転換が進行し、企業の倒産が引き続き高水準にあるなかで、失業率も相変わらず高水準にあり、雇用不安はかつてなく高まっている。このため、中小企業への必要な援助を含め、雇用・失業対策を一段と強化・充実する必要がある。

従つて政府は、早急に次のような施策を講ずるべきである。

① 安易な解雇を制限するなど、雇用対策法の強化改正を行なうこと。

② 失業者(離職者)の再就職援助のため、公共職業安定機関の職業紹介機能を充実強化すること。また、トラブルの多い民間就職情報誌・紙についてトラブル解消のため行政指導を強めるとともに、立法措置を検討すること。

③ 公的職業訓練機関についても、技術革新や高齢社会化に対応できるものに充実強化すること。

④ 失業者(離職者)の生活保障及び再就職援助のため、失業給付の不当な給付制限をやめ、雇用安定事業等のいわゆる四事業の内容を充実すること。このため雇用保険法を制定すること。

を充実改正とともに、いわゆる事務費は全額国庫負担とするのをはじめ、必要な国庫負担金を確保すること。

六、不安定雇用労働者対策について

なお、この問題については、情勢の推移を見て、別途申し入れることとする。
① パートタイム労働者対策について
安易にパートタイム労働者を雇い入れることを制限するとともに、パートタイム労働者についても、労働基準法等の厳格な適用、労働保険、各種社会保険の完全適用を図り、常用化を望むパート労働者については、企業にその常用化を義務づけること。

② 派遣労働者対策について
労働者派遣法が来年七月から施行される運びとなつたが、同法の施行にあたつては、派遣労働者の雇用安定、労働条件の観点から、①適正な事業運営が確保されるよう具体的な許可基準を定め、②適用対象業務については、いわゆる「一四業務」の範囲内で極力しぼり、③労働者派遣事業と労働者供給事業、請負業との区別に関する具体的認定基準を定め、④違法な労働者派遣事業、「業務処理請負業」を厳しく取り締まる態勢を整えるなどの措置を講ずること。

③ 家内労働者対策について
最低工賃の改定、家内労働手帳の改善・普及等、家内労働者の待遇の改善を図ること。

④ 林業労働者対策について
林業労働者の雇用安定、労働条件の改善をはかるため「林業労働法」を制定し必要な助成金を確保すること。

⑤ 季節労働者対策について
季節労働者の通年雇用を促進し、失業給付の特例一時金を九〇日分まで支給できるよう改善すること。少なくとも当面冬期職業講習助成金制度の延長・拡充をはかること。

このため、パートタイム労働者保護法を制定すること。

七、障害者対策について

② 派遣労働者対策について

労働者派遣法が来年七月から施行される運びとなつたが、同法の施行にあたつては、国庫負担金を確保すること。

③ 家内労働者対策について

最低工賃の改定、家内労働手帳の改善・普及等、家内労働者の待遇の改善を図ること。

④ 林業労働者対策について

林業労働者の雇用安定、労働条件の改善をはかるため「林業労働法」を制定し必要な助成金を確保すること。

⑤ 季節労働者対策について

季節労働者の通年雇用を促進し、失業給付の特例一時金を九〇日分まで支給できるよう改善すること。少なくとも当面冬期職業講習助成金制度の延長・拡充をはかること。

① 技術革新によつて障害者の就労可能性は高まつており、これを具体化するための施策を充実すること。

については、作業環境からの追放を推進すること。

一九八五年七月三一日

② 障害者雇用率制度を強化拡充すること。

八 賃金政策について

賃金抑制政策を改め、日本の労働者の賃金を欧米先進諸国並みに引き上げるよう、政府としても積極的な指導を行なうこと。このため、

- ① 法定最低賃金の引き上げ
- ② 公務員労働者の賃金引き上げに関する人事院勧告の即時完全実施
- ③ 公共企業体労働者の賃金引き上げ（公共企業体等労働委員会の仲裁裁定があつた場合は、その即時完全実施）

――等に積極的に取り組むこと。

九、労働災害対策について

一の③に掲げた施策のほか、

- ① 労働災害による重度障害者の家族の実情に配慮し、①重度障害者の介護料を引き上げること、また⑦重度障害者の遺族に対し、遺族年金を支給するよう改善すること。
- ② 地震等天災をきっかけとする職場での災害も、原則として労災保険法を適用するよう改めること。
- ③ 発ガン性等、安全性に疑いがある物質に

十、中小企業労働者対策について

① 中小零細企業に働く労働者の雇用安定、労働条件の向上等をはかるためにも官公需注拡大、資金援助等の中小零細企業等助成策をすすめ、下請中小企業振興法や下請代金支払遅延防止法の強化改正等下請企業の保護政策を強化すること。

労働大臣 山口敏夫 殿

日本社会党政策審議会
会長 嶋崎 譲
日本社会党社会労働部会
部会長 森井忠良

十一、労働省関係の組織及び定員について

- ① 労働基準監督官、安全専門官、職業安定所職員、中央労働委員会審査官をはじめ定員を大幅に増やすこと。
- ② 都道府県にある職業安定課、労働基準局、雇用保険課、婦人少年室など、府県単位機関の統廃合や、職業安定所の出張所、分室など地方支分部局の整理統合はさけること。

一九八五・八・六

靖国神社問題に対する書記長談話

日本社会党

官房長官の私的諮問機関である「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」は、近く報告書を提出することである。伝えられるところによると、その報告書は、総理大臣および閣僚の靖国神社への公式参拝を容認する内容といわれている。

靖国神社は、かつての明治憲法の下での天皇制と国家権力が、神社神道を利用して富国強兵政策を進めるために設立し、軍によつて管理されていたものである。憲法第二十条は、このよだな旧憲法の下で国民の思想・信教の自由を抑圧したことに対する反省の上に立つて規定されたもので、憲法の basic 理念の一つである。

したがつて、憲法遵守を義務づけられてゐる総理および閣僚は、最も厳密にこの趣旨を守るべきであつて、かつて政府が国会で、「内閣総理大臣その他の国務大臣が、国務大臣と

いま、国会で表明されたこの政府の統一見解さえも、私的諮問機関の報告書を廃棄されようとしていることは、極めて重大である。内閣総理大臣および閣僚は、その立場からして、憲法第二十条を遵守し、かつて政府が国会で表明した統一見解を守るべきであつて、その見解が一私的諮問機関の報告によつてくつがえることは、絶対に許されないことである。

わが党は今後とも、政府の動向をきびしく監視し、憲法の理念である思想・信仰の自由を守ることに全力をあげることを表明し、あわせて、戦争の犠牲者に対する国家としての表敬は、宗教性のない国家的行事として実施することを求めるものである。

一九八五・八・七

中曾根首相の靖国神社公式参拝の中止を求める申し入れ

中曾根首相は、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の答申を受け入れて、本年の敗戦記念日に靖国神社に公式参拝する予定であると伝えられている。しかしこれは、左記のとおり憲法違反であり、今後に影響すると

ころ重大である。わが党としては強く反対であり、首相は公式参拝をとり行なわないよう、申し入れる。

記

一、靖国神社は、神道の儀式にのつとつて、

戦死者を祭神として合祀する宗教団体であ

り、天皇をはじめ、内閣総理大臣や閣僚が

公式参拝することは、天皇制と国家権力が

神道とむすびついて、戦争に導いた過去の

反省の上に立つて定められた、信教の自由、

政教分離原則を明示した憲法第二十条第三

項に明確に違反する。

一、総理大臣や閣僚が、特定の宗教施設に対

して公式参拝するということは、国務大臣

としての憲法の尊重、擁護義務を定めた憲

法第九十九条をもじゅうりんすることにな

り、その点からも断じて認めるることは出来

ない。

一、伝えられている靖国懇素案によれば、公

式参拝とは、「公人の資格で参拝すること」

と定義し、閣議決定の措置を必要としない

とか、参拝形式については、特定宗教の儀

式をとらなければ、あたかも合意であるか

の如き論述があるようであるが、いずれも

詭弁であり、認めることはできない。

一、総理大臣や閣僚の靖国神社公式参拝問題

については、一九八〇年一二月一七日に国

会で公式に明らかにされた政府統一見解

がある。

国会尊重の立場からも、この見解を遵守

すべきことは当然である。

右、申し入れる

一九八五年八月七日

日本社会党

内閣総理大臣

中曾根 康弘 殿

一九八五・八・一三

日本航空機事故に関する申し入れ

今回の日本航空一二三便の事故は、航空史上例のない空前の事故である。

日本社会党は、次の措置について、政府が緊急かつ誠意をもって遂行するよう申し入れる。

一九八五年八月一三日

日本社会党

内閣総理大臣

中曾根 康弘 殿

一、事故の重大性に鑑み、全航空会社の緊急安全点検を行ない、事故再発を防止するよう的確に指導すること。

二、生存者の確認と捜索・保護に全力をあげること。

三、亡くなられた方々の遺体の捜索・収容に全力をあげるとともに、遺族にに対する補償を含め、救済措置の万全を期すこと。

四、あらゆる角度から、速やかに事故原因を解明し、国民の前に明らかにすること。

一、生存者の確認と捜索・保護に全力をあげること。

二、亡くなられた方々の遺体の捜索・収容に全力をあげるとともに、遺族にに対する補

償を含め、救済措置の万全を期すこと。

三、あらゆる角度から、速やかに事故原因を解明し、国民の前に明らかにすること。

一九八五・八・二二

(田辺書記長談話 於豊橋)

森林（みどり）に親しみ、森林を知る国民運動を推進全国一四ヶ所で「森林（みどり）を守り育てる国民連絡会議」

日本社会党

●時期……一〇月末日から一一月初旬（紅葉時）

●場所……関東周辺の森林（日光等検討中）

●内容……「森に親しみ、森を知るフェスティバル」（紅葉に親しみ、植物観察、山菜採り、バーベキュー等）

三、具体的な運動として、中央・地方を通じて次のような取り組みを行う。

①森林問題シンポジウムの開催、都市と山村との対話集会、林政問題懇談会、林産物直売店の設置、苗木配り等を通じ森林、林業等への理解を深める。②森林浴、ハイキングなどの機会に山を見る会等を開催し、森林のもつ多角的機能、役割りを直接理解してもらい森林を守り育てる重要性を訴えていく。③学校教育課程に森林とのふれあいの機会を設け、キャンプ、アスレチック、遊歩道整備、廃校利用などにより直接森林に親しみ、森林の役割りを理解してもらう。④山に入り林業労働の体験を通じ、林業労働者の雇用、労働環境などを理解してもらう。⑤自治体に林業関係者、地域住民、労働組合が参加して「地域林業振興協

議会」を発足させ、緑の山づくりと山村の活性化、林業労働者の雇用、定住化条件の整備など森林・林業対策の推進を行う。⑥その他。

四、次の要例で全国一四ヶ所で「森林（みどり）を守り育てる国民連絡会議」を発足させ運動をすすめる。

(1) 中央段階

二、「森林（みどり）に親しみ、森林を知る」運動は、「森林（みどり）を守り、育てる国民連絡会議」の趣旨に賛同する自然保護団体、野鳥の会等の市民団体、個人の参加をはじめ、山林所有者、林産加工業者、地方自治体、森林に関心をもつ学者、文化人、政党、労働組合が参加して「地域林業振興協

五、「国民連絡会議」の当面の準備は、林政民主化共闘会議（社会党、総評、自治労、全農林、動労、日教組・全林野等）と林業関係団体ですすめる。

「森林(みどり)を守り育てる国民連絡会議」の発足とその活動について

日本社会党政策審議会

一、わが党は昨年一二月、一九八五年の「国際森林年」にちなんで幅広い国民を結集し

てわが国の森林を守り育てる国民運動をすすめるとともに国民共有の財産である森林を積極的に活用し、地域経済の活性化をはかるために「森林を守り育てる国民連絡会議」の設置を呼びかけた。

その後関係団体等との協議により次のようないく趣旨をもつて組織化をはかり、活動をすすめることとなつた。

二、「森林を守り育てる国民連絡会議」設立の趣旨（目的）

今日、地球規模での緑資源の枯渇が問題化しており、森林を守り育てることが国際的にも国内的にも緊急、切実な課題となつています。

いうまでもなく、森林は単に木材を生産するだけではなく、水資源のかん養、大気の浄化、自然災害の防止等の国土保全のほか、自然環境の維持、レクリエーションな

ど保健休養の場所の提供など国民生活にとって不可欠な資源であり、はかり知れない効用をもたらしています。

二一世紀に向けての人類の課題は平和な国際環境づくりを基調として森林資源と食糧問題といわれています。「資源小国」といわれるわが国にとって森林資源こそ唯一の再生可能な資源なのです。

しかし、いま、わが国の森林、林業、そして山村をめぐる現状はかつてない厳しい状況におかれています。わが国の全森林面積は二、五〇〇万ヘクタールであり、その四〇%に当る一、〇〇〇万ヘクタールは、戦後の荒廃した森林の復旧と将来の森林資源の充実のために森林・林業関係者の造林努力によってつくられた人工林です。これら人工林は三五年生以下の樹令の若い育成途上のものが大部分であり、こんご間伐、保育など適切な管理を通じて有益な森林の育成をしなければ、森林のもつ公益的機能は壊れません。

いま、わが国の森林は病んでいます。そしてこのような森林、林業をめぐる諸課題は森業関係者だけでは解決できません。したがつて、国民のための森林を守り育てる、趣旨に賛同する広はんな国民の英知と行動

滅的打撃を受けます。一方、これら森林の育成・管理を荷うわが国の林業は、木材需要の七割にものぼる外材輸入の圧力のもとで住宅建設の停滞等による国産材の需要不振、山村の過疎化による林業労働力の減少と高齢化等のため森林資源の保全管理能力は著しく低下し、山の荒廃は進んでいるのです。

をこの「国民連絡会議」に結集し、強力かつ広はんな国民運動を通じて林政の転かんを求め、国民のための森林を育てることを目的としています。

三、森林（みどり）を守り育てる運動

(1) この運動は、「森林を守り育てる国民連絡会議」の趣旨に賛同する広はんな国民

各層、各団体（自然保護団体等）労働組合、学者、文化人等有識者団体又は個人の参加をもとに、全国規模、地方規模で政策研究、体験交流及び運動の普及、宣伝、政策提言を行い、政府に対し政策、制度の見直しを求める実現をはかつていきます。

そのため、中央はもとより、地元、とりわけ市町村段階での運動を重視し地方

自治体、地元の木材・林産業界、労働・市民団体、個人の参加のもとに森林を守

り育てる運動を通じ、自然保護、地域林業の振興、地場産業の活性化、地元雇用の創出、住民の生活環境の改善など地域、農山村における生活基盤の確立をめざします。

(2) 以上を基本にし、中央、地方を通じ自然保護団体など市民団体、自治体等の参加と協力のもとに山村と都市、川上と川下の交流を通じ森林、林業、山村問題を広く国民に訴える運動を組織します。

① 中央、地方を通じ林政懇談会（仮称）、都市と山村の対話集会、森林問題シンポジウム、林産物直売店、苗木配り等を計画的に実施し、森林・林業の理解に努めます。

四、組織とその構成

(1) 「森林を守り育てる国民連絡会議」の組織と構成

中央に「森林を守り育てる国民連絡会議」を組織します。

「国民連絡会議」の構成は、趣旨に賛同し参加する団体と個人をもつて組織します。

なお、「国民連絡会議」には代表、幹事、事務局長を置き、運動を推進します。

(2) 「国民連絡会議」の運動＝中央における運動の企画、実行、地方機関との情報交換、連絡調整、林政全般の政策立案、調査、研究、政策提言、情報紙の定期発行を行います。

(3) 「森林を守り育てる○○○連絡会議」の設置と構成

地方の実情に応じて県段階、又は市町村段階に「(地方)連絡会議」を組織します。

「(地方)連絡会議」の構成は、趣旨に賛同する団体と個人をもつて組織し運動を推進します。なお、「(地方)連絡会議」には、実情に応じて代表者、幹事、事務局長等を置きその運動を推進します。

⑥ 地方自治体における森林を守り育てる署名運動、キャラバン行動等によつて森林、林業への理解を深めます。

(4) 「(地方)連絡会議」の運動 II-3-(2) 運動を推進します。

編集後記

五、中央、地方連絡会議に専門部会を設置

中央・地方連絡会議に専門部会を設置し、

地域林業振興と国有林野事業との結合と林政全般にわたる総合的な政策等、提言等に当ります。

i 森林資源を守り育てるための施策の拡充

ii 森林の公益的機能を發揮させ国民生活の充実と環境保全について

iii 山林の活性化と地域林業の振興について

iv 国産材需要拡大と流通の抜本見直しについて

v 森林と学校教育について

vi 林業労働力の確保、定住化、労働環境改善について

vii 林業再建にむけての財源確保について

「アダム・スミスをただの経済学者としてのみ見るのは不适当であり、片手落ちである。スミスは『国富論』の著者となる二十年も前に『道徳感情論』の著者としてその名声はヨーロッパに広がっていた。彼は優れた経済学者となる前に、優れた道徳学者であつたのである。また彼を人間の利己心と自由放任主義を説いた学者だと思いこんでいる人たちには、それは一知半解なアダム・スミス観であつて、現代のスミス像はもはや……。『道徳感情論』はもちろん『国富論』でさえも、ただの一度も自由放任という文言は使つていなかついて」（岩波新書「アダム・スミス」）

高島善哉著）ともあれ、スミス像は多様である。わが国でも明治、大正、昭和、戦後とその評価は変転、ある時代には富国強兵論の糧に、またあるときはデモクラシー論の味方に引用されもしてきた。なぜなら彼は、文学→哲学→倫理→法学→文明論→そして最後に経済学にというように幅広く学問を研さんしたからだろう。▼新保守主義と断定されない国々も、いわゆる“民活”論が徐々に広がり、国有・公有化論が何か足踏みし、あるいは逆戻りの観さえ見受けられる今日、約二百年前（一七七六年）発表された『諸国民の富の性質と諸

原因についての一研究』（国富論）をどう読み直すべきなのだろうか。筆者も、この春、書棚からほこりを払って「スミス論集」を取り出し開いてみたところである。時代が進んでいるからなのか（逆戻りしているからという説もあるが）最近、党の文献にも、市場原理の有効性”や、公共機関（政府部门）の官僚性打破”さらに、”計画経済下の成長の鈍化”などという表現がなんの抵抗もなく躍つている。▼二十年ほど前に騒がれたソ連の「リーベルマン利子導入論」や「中国の超近代化論」などを想起すると、わが党の新宣言はじめ談話、声明、諸政策に見受けられる表現様式など別に驚くに値しない。業益、省益、票益という言葉がごく最近きかれる。日米貿易摩擦解消へのアクションプログラム（緊急行動計画）を日本政府は内外に示したが、期待されたほどの効果は上らないようだ。とにかく日本は輸入を拡大しなければならないのに、「業界の利益に反するから」とか「わが〇〇省としては反対だ」また「おれの選挙区の意向は無視できない」などとご託宣を並べたて、もつとも大切な“国益”を損うという反国民的行動を指す言葉がその三語である。これはスミスも同調しないと思う。▼よくいわれるよう、マルクスは資本主義社会のロゴス（構造法則）を解明したが、その資本主義社会に住む人のエトス（心のあり方）はとり扱わなか

つた……と。人間の自由と欲望を中央集権的に規制し、平準化しながら民主主義を開花させる、すなわち「民活」と「社会化」を同時に平行的に展開することは至難なことかも知れない。日航やマンズワインに対する企業の社会的責任論が盛んだが、前者は「公的」あり方に、後者は「民的」あり方に国民は、公正な競争を基本的に認めつつ批判をしているのでなかろうか。スミスは二百年も前に「民活の良さ」を予言して、その社会的責任も自然に負うようになると期待していたのが……。したがつて、今日の「公」にはスミス論を、他方「民」にはマルクスをそれぞれ対置して参加と介入、そして共同決定論までに構築、より高次な経済社会を建設しなければならないといえよう。とにかくスミスも偉大である。

お詫びと訂正

本文中次の誤りがありました。

頁段行	誤	正
28 下 4	下 12	中 14
点か	点か	点か
労働条件の観	トラック輸送	新たな雇用
ト ラ ッ ク 輸 送	以 内 に 規 制	新 た な 運 用
労働条件の確保の観	ト ラ ッ ク 運 送	以 内 に 規 制
ト ラ ッ ク 運 送	新 た な 雇 用	新 た な 運 用
労働条件の確保の観	ト ラ ッ ク 輸 送	労 動 条 件 の 観
点か	点か	点か
以上 の 如 く 訂 正 し て お 諂 び 申 し 上 げ ま す。	上 げ ま す。	上 げ ま す。

「政策資料」購読料のお知らせ

定期一部 三〇〇円
年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-180821

ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-80821

七言歌行

普通

日本社会党政策審議会

日本社会党政策審議会

政策資料編集委員会



昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1985年10月1日発行

政策資料第229号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎 謙

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
